

第150回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和5年8月18日（金）午前10時00分
- 2 開会の日時 令和5年8月18日（金）午前 9時46分
- 3 閉会の日時 令和5年8月18日（金）午前11時27分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 10名 欠席 0名

	氏名	出欠の別		氏名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理者（7）	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	出	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	出
4	岡本 五樹	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 原 始禧
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 佐古 和之 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
 担当課長補佐 逢坂 篤之 主査 浦上 和彦
 農地担当係長 藤村 博之 主任 安立 麻以子

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等
- (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 - (2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転）
 - (5) 国有農地買受申込に係る農地法第3条の許可の適否の確認について
 - (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 - (4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

2番 大森 美也子

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第150回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

2番 ^{おおもり}大森 ^{みやこ}美也子 委員、10番 ^{ゆきもと}雪本 ^{たいし}泰嗣 委員 をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

藤村係長 議案の訂正はありません。以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 1ページ1番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約40アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を原協議会長さん、ご報告願います。

原推進委員 1番、2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

藤村係長 1ページ3番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約7.9ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約79アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、6番は、譲受人が同一のため、同時に説明します。

5番は増反による5年間の使用貸借権設定、6番は増反による所有権移転です。受人は現在、約2.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約83アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約3.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約21アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、増反による所有権移転です。受人は現在、約87アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進委員 3番から11番までの9件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)は、1番から11番までの11件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 2ページ1番から6番までは敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、

転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

1 番、受人は現在、東区益野町の借家に家族 3 人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、子どもの通う保育園に近く、兄の家にも現居住地より近くなり子育ての協力が得られる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

2 番、受人は現在、中区江崎の借家に家族 5 人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く、妻の姉の家にも近く子育ての協力が得られる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

3 番、受人は現在、南区浜野三丁目の借家に家族 4 人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地と比べて子どもの通学先までの距離が変わらず、通学途中に叔父が住んでおり、通学時の協力が得られる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

4 番、受人は現在、東区光津の妻の実家に家族 3 人で同居していますが、子どもの物が増えて手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

5 番、受人は現在、北区十日市西町の借家に家族 4 人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、勤務先に近く、子どもの通学先にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

6 番、受人は現在、中区江並の借家に家族 4 人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、子どもの通う保育園にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7 番、8 番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。申請地はいずれも農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

7 番、受人は現在、中区高島新屋敷の借家に家族 3 人で居住していますが、家族が増えて手狭になったため、夫の実家と現居住地に近く子育ての支援が得られ、生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

8 番、受人は現在、中区清水一丁目の借家に夫婦 2 人で居住していますが、家族が増える予定があり手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3 ページ 9 番、申請地は農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は貸露天資材置場で所有権を移転します。

受人は、中区神下で建設業を営む法人の代表者ですが、工事数増加に伴い既存の資材置場では狭くなり、工事現場及び既存資材置場に近い申請地を取得し、貸露天資材置場として転用しようとするものです。なお、受人と受人が代表を務める法人との間で、当該申請地に係る使用貸借契約が結ばれています。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、令和5年3月30日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、中区江崎の実家に家族3人で同居していますが、建物の老朽化に伴い日常生活に不便を感じているため、実家に隣接し、引き続き実家に居住する高齢の母の面倒を看ることができ、農業の手伝いもしやすい母所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

申請地は1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、母所有の土地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番から15番までは敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

11番、受人は現在、東区中川町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番、受人は現在、中区原尾島の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

13番、受人は現在、東区乙子の実家に夫婦2人で同居していますが、出産の予定があり家族のみで生活するため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

14番、受人は現在、中区国富四丁目の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番、受人は現在、中区兼基の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を原協議会長さん、ご報告お願いします。

原推進委員 1番から15番までの15件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

藤村係長 3ページ16番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は美術品の露天展示場で所有権を移転します。

受人は現在、北区今三丁目に居住し、岡山市で現代美術館（S-HOUSEミュージアム）を運営する一般財団法人の代表理事ですが、申請地に隣接する既存建物との一体利用で、屋内・屋外において美術品を展示しようとする計画で、申請地を所有権移転し、露天の美術品展示場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4ページ17番、令和5年3月30日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は診療所（歯科医院）で所有権を移転します。

受人は現在、東区東平島で一般歯科・矯正歯科の診療を行う歯科医院を運営していますが、周辺には小学校や幼稚園があるため子どもの診療が多く、子どもの歯の悩みについて多くの相談を受けています。このことから、この地域で小児歯科に特化した診療所を新たに開院することを計画し、東区瀬戸町下の自宅から近く通勤に便利で、緊急時の呼び出しにもすぐに対応でき、現在運営している歯科医院からも近く業務の連携がしやすい申請地に診療所（歯科医院）を建築しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続した日常生活上必要な施設に該当し、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、東区西大寺浜に本店を置き、自動車販売業を営む法人ですが、事業拡大に伴い在庫車両が増え、敷地内が手狭となったため、本店に近く、既存駐車場に隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場として一体利用をしようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、令和5年3月30日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅（分家住宅）で使用貸借権を設定します。

受人は現在、北区大供表町の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長と家財道具の増加で手狭となったため、妻の実家に近く、実家の祖父の農業を手伝いしやすい祖父所有の申請地に自己専用住宅（分家住宅）を建築しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖父所有の土地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 16番から19番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

委員 ありません。

議長 それでは、申請等（2）は、1番から19番までの19件を許可と決定してよろしいか。

委員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定について、申請等（3）所有権の移転、（4）利用権の移転を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

安立主任 今回の利用集積計画について説明します。

申請等（3）の所有権の移転については、東区分で、5ページ1番から3番までの3件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番、2番は農地の所有者から財団へ、3番は財団から担い手への所有権移転です。中区案件はありません。

申請等（4）の利用権の移転については、中区分で、6ページ1番から3番までの3件です。現在の借受人（耕作者）は■■■■氏で、その貸借権を片岡農産へ移すものです。契約期間は当初の期間のままとなります。東区案件はありません。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

委員 ありません。

議長 それでは、申請等（3）、（4）の岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（5）国有農地買受申込に係る農地法第3条の許可の適否の確認に

についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

藤村係長

申請等（５）については、中区分で、国有農地を売却するにあたり、買受申込者が農地法第３条の許可の適格者かどうかの照会が岡山県からあったものです。

７ページ１番、申込者は賃貸借により、当該農地を２０年以上耕作していますが、買受の申込を行い、借入地を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長

中区協議会の協議の様態を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進

１番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおり買受申込者を適格者と認める意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

委員

議長

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員

ありません。

議長

それでは、申請等（５）の１件について、買受申込者を適格者として認める意見として回答してよろしいか。

全員

よろしい。

議長

それでは、そのように決定します。

次に、申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

安立主任

８ページ１番から１０ページ５番までの５件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は、賃借権１件、所有権４件で、内容をご覧のとおりです。５番の一部については、あっせん等の希望があるため、内容を確認の上、担当の委員さんと協議します。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長

ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員

ありません。

議長

それでは、申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、１番から５番までの５件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

藤村係長

報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１１ページ１番から４番までの４件で、転用目的は、露天駐車場２件、自己用住宅１件、宅地１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１２ページ１番から５番までの５件で、転用目的は、共同住宅建築１件、露天駐車場２件、看板設置１件、自己専用住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１３ページ１番から５番までの５件です。解約理由は、耕作目的が４件、転用目的が１件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地改良届については、14ページ1番の1件です。内容は普通野菜畑です。以上です。

- 議長 これらの報告について、ご質問はありますか。
- 全員 ありません。
- 議長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地関係申請等は終了します。続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 第2号議案について資料に従い説明。
- （１）令和5年度農地利用状況調査の実施について
- （２）その他
- ① 岡山市第一・第二農業委員会役員について
 - ② 農業委員会の委員の身分等について
 - ③ 「2023年度 農業委員会業務必携90号」について
 - ④ 岡山市の農業委員会慶弔規程について
 - ⑤ 委員の先進地視察研修について
 - ⑥ 農業委員会委員就任に伴う挨拶について（9月市議会初日 9月4日予定）
 - ⑦ 農業者年金加入推進特別研修会のご案内
 - ⑧ 農地利用最適化推進委員の公募について
- 議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。
- 全員 ありません。
- 議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。最後に何かご意見等がありますか。
- 全員 ありません。
- 岸本職務代理者 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前11時27分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員